

見 積 招 請

令和 8 年 1 月 1 9 日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

1 件 名

シュレッダー修理作業

2 仕 様

仕様書に記載のとおり

3 契約期間

契約締結日の翌日から 60 日以内

4 成果品の納品場所

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

5 見積書提出期限

令和 8 年 2 月 5 日（木）（郵送又はメール必着）

※ 持参による提出は認めない

6 見積書提出先・提出方法

下記担当者宛てに郵送（一般書留又は簡易書留に限る）もしくはメール添付で提出すること。

※ 見積提出及び内容に対する質問及び回答はメールで行う

※ 見積書の押印は省略可とする

【担当者】

〒220-0011 神奈川県横浜市西区高島一丁目 1 番 2 号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

経理部 経理課 小林（E-mail：kiko_keiyaku@jehdra.go.jp）

【郵送の場合の注意点】

- ・封筒に「件名」と「見積書在中」と記載すること
- ・担当者の名刺（もしくは連絡先＊を記載した用紙）を同封すること

【メール提出の場合の注意点】

- ・ファイル形式は PDF に限定する
- ・メール署名がない場合は本文に担当者の連絡先＊を記載のこと
- ＊…連絡先として必要な情報：部署、氏名、住所、メールアドレス、電話番号

7 仕様に関する問合せ先

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

総務部 総務課 細村（E-mail：m-hosomura579@jehdra.go.jp）

吉良（E-mail：m-kira113@jehdra.go.jp）

※仕様に関する質問及び回答はメールで行う

※見積書の作成にあたり下見を希望する場合は、事前に上記担当者へ連絡すること

（日程等の都合により連絡を受けても実施できないことがある）

8 見積書作成の注意事項

下記事項を満たさない場合は書類を無効とするので留意すること。

- ・別添の様式を使用する
(様式内の各項目が過不足なく記載されている場合は提出者の様式でも可)
- ・提出日及び件名を記載する
- ・宛名は「独立行政法人 日本高速道路保有・債務返済機構」とする
- ・単価、消費税及び合計金額が分かるように記載する
- ・毎年度改定される最低賃金も考慮したうえで算定する

9 参加資格

- ・官庁から指名停止又は一般競争参加資格停止を受けている期間に該当しない者
- ・独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構契約事務取扱規程第5条の規定に該当しない者

10 請書作成の必要性 無

11 完了書作成の必要性 無

12 請求書作成の必要性 有

13 備考

見積の結果については、契約予定者のみに翌営業日までに連絡する

以 上

仕様書

1. 総則

本仕様書は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下、「機構」という）が発注する「シュレッダー修理作業」に適用する。受注者は本仕様書に記載の項目を遵守すること。

2. 作業について

以下症状のある 2 台について、修繕作業を実施する。

MS シュレッダー UD-F55S-L 1 台

- ・紙ずまり発生
- ・カッター摩耗、仕切り版消耗
- ・細断不良くず発生

MS シュレッダー MSV-F31C (T 機番) 1 台

- ・紙ずまり発生
- ・カッター摩耗、剥離、刃先変形、仕切り版消耗

3. 履行場所

〒220-0011

神奈川県横浜市西区高島 1-1-2 横浜三井ビルディング 5F

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

※機構内での作業が不可の場合、別場所での作業を可とする。

※別場所での作業の場合、代替機を機構内に設置することとする。

4. 履行期限

契約締結日の翌日から 60 日以内

5. 支払について

発注者が完了確認を行った後、受注者は速やかに請求書を発行する。発注者は請求書受領後 30 日以内に受注者の指定する銀行口座に振り込みにより代金を支払うものとする。

6. 秘密保持事項

(1) 守秘義務

受発注者は、本件業務の遂行上知り得た情報（以下「秘密情報」という。）及び個人情報（個人情報の保護に関する法律 平成 15 年法律第 57 号第 2 条第 1 項に定義さ

れている情報をいう。)を他に開示し、または漏洩してはならない。ただし、次の各号に該当するものは、この限りではない。

- ① この契約への違反によらずに公知であるか、または入手後公知となった情報
- ② 相手方より受領する以前から当事者が知っていた情報
- ③ 本件業務と無関係に、当事者が開発した情報
- ④ 相手方の書面による同意を事前に得て開示された情報
- ⑤ 法的手続き、あるいは公認会計士による監査等により当事者が開示を求められる情報

(2) 履行期間終了後の取扱い

秘密保持に係る規定は、法令の定めにあるものを除き、履行期間終了後もなお有効とする。

7. その他

本仕様書に定めのない事項については発注者と受注者協議の上、決定することとする。